

令和5年度

**八千代市青少年センター
関係資料**

八千代市教育委員会

目 次

1	八千代市青少年センターの概要	1
2	令和4年度八千代市青少年センター活動報告	4
3	令和4年度八千代市青少年センター状況報告	5
	(1) 街頭補導	
	(2) 青少年相談	
	(3) 通報運動	
4	令和5年度八千代市青少年センター運営方針	7
5	令和5年度八千代市青少年センター年間計画	8
	《 資 料 》	
	資料1 八千代市青少年センター設置条例	9
	資料2 八千代市青少年センター設置条例施行規則	11
	資料3 八千代市学校警察連絡委員会会則	14
	資料4 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会会則	16
	資料5 少年非行関連用語の説明	18
	資料6 八千代市青少年センターのあゆみ	20
	資料7 八千代市青少年センター活動状況統計	22

1 八千代市青少年センターの概要

概要

- (1) 設置目的 青少年の非行防止とその健全育成を図ることを目的とする
- (2) 設置主体 八千代市
- (3) 主管部課 八千代市教育委員会指導課
- (4) 設置根拠 八千代市青少年センター設置条例
- (5) 設置年月日 昭和53年4月1日
- (6) 所在地 八千代市大和田138-2
TEL 047-483-2842, 7300
FAX 047-486-3199
- (7) 職員構成 所長 1名
職員 3名 計 4名
- (8) 業務内容

① 補導活動

駅・大型店舗・公園・ゲームセンター等を中心に定期的に巡回しながら、不良行為の少年を早期に発見し、現地で必要な注意・助言をすることにより、青少年の事故や非行を未然に防ぐために活動している。

補導には、次のようなものがある。

- ア 中央補導…補導委員・青少年センター職員合同の補導
- イ センター補導…青少年センター職員のみ補導
- ウ 地区補導…市内10地区に分かれた補導委員による補導
- エ 県下一斉広域列車パトロール…京成線、東葉高速線を中心として近隣地域をセンター職員と補導委員が合同で行う補導
- オ 県下一斉合同パトロール…県下17市の青少年センターと補導委員が同一日に、補導委員の活動をアピールするために行う補導
- カ 京葉地区少年センター合同パトロール…京葉地区少年センター職員、八千代警察署員、青少年センター職員と合同で行う補導

② 青少年相談

青少年の怠学・喫煙・飲酒・家出・家庭内暴力・薬物乱用・生活の乱れ等、青少年の非行防止に関する相談活動をしている。

利用時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。相談の方法は、電話や来所による相談を受けている。

③ 関係諸機関との連絡活動

千葉県八千代警察署・千葉県中央児童相談所・千葉県警察京葉地区少年センター・補導委員・各学校等との情報交換を密にし、事故や非行を未然に防ぐために連絡を取り合う。

④ 情報の収集

関係諸機関との連携を密にし、青少年の事故や非行を未然に防ぐためにお互いに必要な情報の収集を的確に行い、情報の有効活用を図る。

⑤ 広報活動

青少年、特に子どもの不良行為に対して声をかけ、事故や非行を未然に防ぎ、正しく導くために、市の広報・リーフレット等を活用する一方、広報誌を発行するとともに、関係機関等への呼びかけをする。

青少年センター運営協議会

青少年センター運営協議会は、青少年センターの活動を円滑、適切に推進するため、以下の関係者が集まり、青少年センターにおいて行う活動の実施に必要な協議にあたる。年間2回の会議を行う。(7月・2月)

- 教育関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3名
- 児童福祉関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4名
- 警察関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名
- 学識経験者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名
- 民間有識者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2名

計

11名

関係諸団体・委員会等

① 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会

教育委員会から委嘱を受け、青少年センターの実施計画に基づき、青少年の不良行為の早期発見及び非行防止のための街頭補導活動をしている青少年補導委員は、地域における非行状況の情報交換を行い、相互の連絡と親睦を図るため「連絡協議会」を組織し、市内10地区ごとに班編成を行い、活動している。

《主な活動》

- ・補導計画，補導報告
- ・総会(5月)
- ・代議員会
- ・地域懇談会
- ・県下一斉広域列車パトロール
- ・県下一斉合同パトロール
- ・夏祭りパトロール
- ・県補連総会，県補導(委)員大会
- ・船橋ブロック会議，隣接地域補導関係者連絡会
- ・全体研修会

② 学校警察連絡委員会

児童生徒の非行防止及び交通安全等について、学校と警察、その他の関係機関が連携協議し、その健全育成を期することを目的とする。委員は、警察関係者及び管内小学校長・中学校長・義務教育学校長・高等学校長・特別支援学校長と各校の生徒指導主任(主事)で組織されている。

《主な活動》

- ・委員会(年2回)，幹事会(年3回)
- ・地区学校警察連絡委員会(前期・後期年2回)
- ・ふるさと親子祭パトロール
- ・中学校・義務教育学校(後期課程)・高等学校・特別支援学校合同パトロール(年3回)
- ・小学校・義務教育学校(前期課程)地区別パトロール(8地区 年3回)

③ その他

- ・近隣市協議会(千葉市，習志野市，八千代市)
- ・葛南地域生徒指導行政担当者協議会

2 令和4年度八千代市青少年センター活動報告

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため■は中止)

《常時活動》 街頭補導活動(中央・地区・センター)
青少年相談, 登下校指導, 環境浄化活動

- 4 月 ・登校パトロール, 入学式パトロール
・千葉県青少年補導センター所長会議
・第1回千葉県青少年補導センター連絡協議会
・第1回八千代市学校警察連絡委員会
- 5 月 ・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会
・第2回千葉県青少年補導センター連絡協議会「総会」
・地区学校警察連絡委員会(前期7地区各1回 5月~6月)
- 6 月 ・千葉県青少年補導員代議員総会
・中高特別支援学校合同パトロール
- 7 月 ・第1回八千代市青少年センター運営協議会
・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会
・「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載・京葉地区少年センター合同パトロール
・総合体育大会八千代市予選パトロール(■)・県下一斉合同パトロール(■)
・小学校地区別パトロール ※阿蘇米本地区のみ中止
- 8 月 ・八千代ふるさと親子祭りパトロール(■)
- 9 月 ・登校パトロール
・第2回八千代市学校警察連絡委員会
・中学校総合体育祭パトロール(■)
・地区学校警察連絡委員会(後期7地区各1回 9~10月)及び地域懇談会
- 10 月 ・小学校総合体育祭パトロール(■)
・県下一斉広域列車補導(京成線・東葉高速線)(10~11月)
- 11 月 ・千葉県青少年補導(委)員大会
- 12 月 ・中高特別支援学校合同パトロール
・小学校地区別パトロール ・「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載
・京葉地区少年センター合同パトロール
- 1 月 ・登校パトロール
・千葉県青少年補導センター職員合同研修会
・船橋・八千代隣接地域補導関係者連絡会
- 2 月 ・第2回八千代市青少年センター運営協議会
・船橋地区ブロック会議
・第3回千葉県青少年補導センター連絡協議会
- 3 月 ・「広報やちよ」に非行防止PRの記事掲載
・中高特別支援学校合同パトロール
・小学校地区別パトロール
・京葉地区少年センター合同パトロール
・卒業式パトロール
・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会
- その他 *葛南地域生徒指導行政担当者協議会
*3市合同情報交換会(事務局:習志野市) ※9月, 2月
*要保護児童対策地域協議会
*八千代市青少年センター補導委員連絡協議会代議員会 広報部会
*八千代市青少年センター補導委員連絡協議会広報紙「かけはし」発行(9月, 3月発行)

令和4年度八千代市青少年センター状況報告

(令和4年4月1日～令和5年3月末日)

1 街頭補導

(1) 街頭補導の実施状況

項目 時間帯	実施回数	従事者数	補導少年数
午前	173	382	20
午後	219	627	14
薄暮	8	22	0
夜間	12	32	0
計	412	1063	34

※市立義務教育学校の件数は前期課程を「小学校」、後期課程を「中学校」に加える。

(2) 補導少年の行為・場所別状況

行為	店舗	駅前・駅構内	ゲームセンター	路上	公園	公共施設	その他	計
怠学	11	1	4	2	2	0	0	20
喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0
飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	7	5	0	0	14
計	13	1	4	9	7	0	0	34

(3) 補導少年の行為・学職別状況

行為	学 生								有 職 年		無 職 年		計		
	小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	計
	男	女	男	女	男	女	男	女							
怠学	0	0	1	0	13	6	0	0	0	0	0	0	14	6	20
喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車の二人乗り	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2
二人乗り以外の自転車等危険行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
迷惑行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帰宅指導	5	0	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	6	6	12
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	0	1	5	14	9	0	0	0	0	0	0	20	14	34

(4) 補導少年の居住地・学職・男女別状況

行為	学 生								有 職 年		無 職 年		計		
	小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	計
	男	女	男	女	男	女	男	女							
市内	5	0	1	5	12	6	0	0	0	0	0	0	18	11	29
市外	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	2	3	5
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	0	1	5	14	9	0	0	0	0	0	0	20	14	34

2 青少年相談

(1) 相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
継続件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2

(2) 学職別相談内容

学職別 行為	学 生								有 職 年		無 職 年		計		
	小学生		中学生		高校生		その他		男	女	男	女	男	女	計
	男	女	男	女	男	女	男	女							
生活の乱れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭内暴力	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
家出・無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2

3 通報運動

(1) 通報件数

通 報 経 路	青少年センターへの通報				直接警察 への通報 (110番含)	消防署へ の通報	計
	小学校	中学校	高 校	その他			
	40	40	2	18			
件 数	100				746	0	846

(2) 月別通報件数

通報先	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
青少年センターへ		12	13	6	8	3	20	4	4	7	14	8	1	100
警察	生活安全課へ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	110番通報	82	78	93	93	74	47	61	41	53	36	43	45	746
消 防 署 へ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		94	91	99	101	77	67	65	45	60	50	51	46	846

(3) 通報の主な内容

通報先	内容	不痴漢・ 不純異性交遊	飲酒	喫煙	窃盗行為	たむろ	つけ火・火遊び	暴行・傷害	暴走行為	怠学・怠業	空家等への 無断侵入	その他	計
センター		0	0	0	0	0	0	0	1	0	99	100	
その他		0	18	134	0	0	0	5	4	7	0	578	746
計		0	18	134	0	0	0	5	4	8	0	677	846

※「その他」の主な行為としては、不審者・不審電話や網球等の迷惑行為などがあります。

4 令和5年度八千代市青少年センター運営方針

1 基本方針

- (1) 青少年の非行防止とその健全育成を図るため、継続的な補導活動の実施及び適切な相談対応に努める。
- (2) 青少年の不良行為、または被害防止に迅速に対応できるよう、青少年問題に関する資料の収集、整備を行うと共に、関係諸機関との連絡・調整に努める。
- (3) 家庭、学校、警察、地域及び関係諸機関との連携を図るため、関連会議等への参加、広報紙の配付及び関連記事の掲載等、情報共有や広報活動に努める。

2 重点目標

- (1) 学校、警察、補導委員（地域）、関係諸機関と情報の共有化を図り、青少年の健全育成と非行防止に取り組む。
- (2) 外部からの通報等をもとに、的確な情報を把握し、状況に合わせて効果的に補導活動を行う。
- (3) 学校や地域の活動、情報交換会等に積極的に参加し、青少年の実情や地域の現状を知るとともに、青少年の健全育成と非行防止への理解と協力を呼びかける。
- (4) 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会や八千代市学校警察連絡委員会の、より充実した活動の一助となるよう、支援体制を整えることで、組織の活性化を図る。

3 具体的方策

- (1) 学校、警察、補導委員（地域）及び子ども相談センターや近隣市補導センター等の関係機関、店舗等と密に情報交換し、的確な事実の把握と適切な対応に努め、補導活動に生かす。
- (2) 補導委員（地域）からの情報及び学校等からの不審者情報をもとに、大型商業施設やゲームセンター、公園等の補導重点箇所を中心に補導活動を行い、非行防止及び非行抑止に努める。
- (3) 通報による不審者情報等の迅速な共有化に努め、青少年の安全確保を図る。事案によっては、やちよ防犯情報メールで配信する。
- (4) 学校の行事や公開研究会、地域の活動（イベント・パトロール等）、情報交換会等に積極的に参加し、青少年の実情や地域の現状を知り、今後の相談対応や補導活動に生かす。
- (5) 補導委員（地域）と学校との連携・調整を図るため、後期地区学警連の中で地域懇談会を実施し、補導活動の活性化に努める。
- (6) 広報紙「フロンティア」を発行することにより、学校や補導委員、他市の補導センター等に、青少年の補導状況や非行防止に関わる団体等の活動状況について共通理解を図る。
- (7) 昨年度増加した高校生の怠学については、引き続き県立、私立学校や補導委員との連携を図りながら、関係校の生徒指導方針を踏まえて対応方法を精査する。
- (8) SNS を介したトラブルに関連する情報を収集し、対応方法について研究する。

5 令和5年度八千代市青少年センター年間計画

月	センター活動(補導・相談)	学校警察連絡委員会	青少年センター補導委員連絡協議会	会議・研修など	広報活動・その他
4	<p>学警連委員会</p>	<p>青少年センター補導委員連絡協議会</p>	<p>生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・千葉県青少年補導センター所長会議 ・千葉県青少年補導センター連絡協議会 ・生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・千葉県青少年補導センター連絡協議会総会</p>	<p>広報活動・その他</p>	<p>※広報紙フロンティアを 発行</p>
5	<p>【常時活動】</p> <p>①街頭補導 ・中央補導 ・地区補導 ・センター補導</p> <p>②青少年相談</p> <p>③登下校指導</p> <p>④環境浄化活動</p>	<p>地区学警連 (前期：5～6月)</p>	<p>千葉県青少年補導員連絡協議会 ・八千代市青少年センター補導委員連絡協議会 議会総会 ・千葉県青少年補導員連絡協議会代議員総会</p>	<p>・青少年センター関係 資料発行</p>	<p>・「広報やちよ」に非行防止の 記事掲載</p>
6	<p>※8月</p> <p>・「ふるさと親子まつり パトロール」</p>	<p>中義高特合同パトロール ・小学校(義)地区別パトロール ・夏休みのしおり作成, 配付 ・ふるさと親子祭パトロール</p>	<p>・夏祭りパトロール ・千葉県青少年補導員連絡協議会理事会 ・県下一斉合同パトロール</p>	<p>・生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・青少年センター運営協議会</p>	<p>・「広報やちよ」に非行防止 の記事掲載</p>
7	<p>学警連委員会</p> <p>地区学警連 (後期9～10月)</p>	<p>・ふるさと親子祭パトロール ・夏祭りパトロール</p>	<p>・広報紙「かけはし」89号発行 ・千葉県青少年補導(委)員大会 ・県下一斉広域列車パトロール(10～11月) (京成線, 東葉高速線) ・地域懇談会(地区学警連と合同で実施) ・千葉県青少年補導員連絡協議会理事会</p>	<p>・生徒指導行政担当者協議会<船橋市></p>	
8	<p>中義高特合同パトロール ・小学校(義)地区別パトロール ・冬休みのしおり作成, 配付</p>	<p>・船橋・八千代隣接地域補導関係者連絡会</p>	<p>・船橋・八千代隣接地域補導関係者連絡会</p>	<p>・生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・センター職員合同研修会</p>	<p>・「広報やちよ」に非行 防止の記事掲載</p>
9	<p>中義高特合同パトロール ・小学校(義)地区別パトロール ・春休みのしおり作成, 配付</p>	<p>・船橋地区ブロック補導(委)員研修会 ・千葉県青少年補導員連絡協議会理事会 ・青少年センター補導委員連絡協議会全体研修会 ・広報紙「かけはし」90号発行</p>	<p>・船橋地区ブロック補導(委)員研修会 ・千葉県青少年補導員連絡協議会理事会</p>	<p>・生徒指導行政担当者協議会<船橋市> ・青少年センター運営協議会 ・千葉県青少年補導センター連絡協議会</p>	<p>・「広報やちよ」に非行 防止の記事掲載</p>
10					
11					
12					
1					
2					
3					

八千代市青少年センター設置条例

昭和53年3月31日

(条 例 第 2 号)

改正 平成5年3月16日教委規則第14号 平成7年9月26日教委規則第11号
平成18年3月28日教委規則第11号

(設置)

第1条 本市は、青少年の非行防止とその健全育成を図るため、八千代市青少年センター（以下「青少年センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代市青少年センター	八千代市大和田138番地2

(平5条例14・平7条例11・平18条例18・一部改正)

(業務)

第3条 青少年センターは、次の業務を行う。

- (1) 青少年の補導に関すること。
- (2) 青少年の相談に関すること。
- (3) 家庭、学校、職場、警察その他関係機関への連絡に関すること。
- (4) 青少年問題に関する資料の収集及び整備に関すること。
- (5) 非行防止の広報に関すること。

(職員)

第4条 青少年センターに所長その他必要な職員を置く。

(協議会の設置)

第5条 青少年センターに八千代市青少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の委員の定数及び任期)

第6条 協議会は、委員11人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから八千代市教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 民間有識者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、八千代市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第14号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第11号)

この条例は、平成7年10月16日から施行する。

附 則 (平成18年条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

八千代市青少年センター設置条例施行規則

昭和53年3月31日

(教委規則第3号)

改正 昭和56年3月30日教委規則第3号 昭和60年3月28日教委規則第5号
昭和63年3月30日教委規則第8号 平成10年3月26日教委規則第7号
平成11年3月30日教委規則第8号 平成11年9月28日教委規則第20号
平成13年3月30日教委規則第7号 平成18年3月30日教委規則第3号
平成20年3月31日教委規則第7号 平成30年3月28日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市青少年センター設置条例（昭和53年八千代市条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定により、その施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 八千代市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年センターの運営方針の樹立に関すること。
- (2) 条例第3条に掲げる業務に関すること。
- (3) 青少年センターの管理に関すること。
- (4) 八千代市青少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (5) 青少年センターの庶務に関すること。

(職制)

第3条 青少年センターに所長を置き、必要があるときは、補佐を置くことができる。

- 2 所長は、青少年センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 補佐は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。
(昭60教委規則5・追加, 平11教委規則20・一部改正)

(職員の職及び職務)

第4条 条例第4条の規定により青少年センターに置かれる職員は、事務職員とし、その職及び職務は、次表に掲げるとおりとする。

職 員	職	職 務
事務職員	主 査	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	主任指導員	上司の命を受け、青少年の指導に従事する。
	主査補	上司の命を受け、事務に従事する。
	指導員	上司の命を受け、青少年の指導に従事する。
	主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	主 事	上司の命を受け、事務に従事する。

(昭60教委規則5・旧第3条繰下、昭63教委規則8・平10教委規則7・平11教委規則8・平13教委規則7・平18教委規則3・平20教委規則7・平30教委規則1 一部改正)

(委員長)

第5条 協議会にその委員の互選による委員長1人を置く。

2 委員長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある場合又は欠けた場合は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(昭60教委規則5・旧第4条線下)

(定足数及び議決)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

ただし、同一の事項につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(昭60教委規則5・旧第5条線下)

(補導委員)

第7条 条例第3条第1号及び第3号の業務を行うため、八千代市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

2 補導委員は、次の各号に掲げる者のうちから八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 八千代市青少年補導員
- (2) 民間有識者

3 補導委員の定数は、180人以内とする。

4 補導委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(昭60教委規則5・旧第6条線下)

(補導相談員)

第8条 条例第3条第1号及び第2号の業務を行うため、必要があるときは、八千代市補導相談員（以下「補導相談員」という。）を置くことができる。

2 補導相談員は、青少年に関する識見を有し、かつ、補導及び相談の技術を修得している者のうちから教育委員会が委嘱する。

(昭56教委規則3・追加、昭60教委規則5・旧第7条線下)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(昭56教委規則3・旧第7条線下、昭60教委規則5・旧第8条線下)

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年教委規則第3号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年教委規則第5号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年教委規則第8号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教委規則第7号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年教委規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年教委規則第20号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年教委規則第7号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

八千代市学校警察連絡委員会会則

(名称)

第1条 本会は、八千代市学校警察連絡委員会と称する。

(事務局の所在)

第2条 本会の事務局を、八千代市青少年センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、児童生徒の非行防止及び交通安全等について、学校と警察、その他の関係機関が連絡協議し、その健全育成を期することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため下記の事業を行う。

- (1) 学校と警察等、関係機関との連携に関する事業
- (2) 児童生徒の非行防止の啓発に関する事業
- (3) 児童生徒の交通事故防止の啓発に関する事業
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 八千代警察署員
- (2) 管内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び生徒指導主任
- (3) 関係機関職員

2 地区に地区学校警察連絡委員会（以下「地区学警連」という。）を置く。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 相談役 若干名

(役員を選任)

第7条 役員は、会議において選任する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 幹事は委員長が指名し、会議の承認を得て選任する。

(任期)

第8条 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務の内容)

第9条 役員は、委員は、本会を代表し会務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、会議の運営を行う。
- 4 相談役は、会の運営及び事業等に関し、委員長の求めにより、助言を行う。

(会議)

第10条 会議は委員長が招集する。

2 議長は、委員の中から選出し、会議を進行する。

3 会議及び地区学警連は年間計画に基づいて開催する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

(会議の役割)

第11条 委員の議決事項は下記のとおりとする。

(1)事業計画の承認

(2)会則の改廃に関する事項

(3)その他、委員長が必要と認めた事項

(補導員証)

第12条 委員には、補導員証を貸与する。

2 委員が、補導の任にあたる時は補導員証を携行し、必要に応じて本証明書を提示しなければならない。

3 委員の任を離れたときは、補導員証を返還しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員がその職務で知り得た情報は、外部に漏らしてはならない。委員の任を離れたあとも同様とする。

(委任)

第14条 この会則に定めるものの他、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和48年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和59年5月22日より施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月23日より施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月21日より施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月28日より施行する。

八千代市青少年センター補導委員連絡協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、八千代市青少年センター補導委員連絡協議会と称し、事務局を八千代市青少年センター内におく。

第2章 目的 及び 事業

第2条 本会は、八千代市青少年補導委員がこの会を通じ、相互の連絡と親睦を図り、地域青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 補導委員相互の連絡
- (2) 青少年の補導活動及び育成機関に対する協力
- (3) 補導活動及び青少年問題に関する研さん
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組 織 及 び 役 員

第4条 本会は、八千代市青少年補導委員をもって構成する。

第5条 本会に次の役員をおき、任期は2年とする。

ただし、補欠により就任した任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、監査2名、行事担当理事3名

2 顧問及び参与を若干名おくことができる。

第6条 会長、副会長、書記、会計、監査、行事担当理事は代議員の互選とする。

2 代議員は、各地区の補導委員班長より1名選出する。

3 顧問は会長が指名し、参与は青少年センター職員とする。

4 会計1名は、青少年センター職員とすることができる。

第4章 運 営

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 書記は、会長の命を受け、会務を担当する。

4 会計は、会長の命を受け、経理を担当する。

5 監査は、本会の経理を監査する。

6 行事担当理事は、会長の命をうけ、行事を担当する。

7 代議員は、代議員会を構成し会務を司る。

ただし、代議員が出席できない場合は、代行者を出席させることができる。

第8条 本会の会議は総会及び代議員会とし、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 代議員会は、会長が必要と認めた時、臨時に招集することができる。

4 会議は、構成員の過半数をもって成立する。

5 会議の決定は、出席者の過半数をもってきめる。

第9条 本会に専門部をおくことができる。

第10条 本会の経費は、会費及び縣市交付金をもってあてる。

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月3日から施行する。

慶 弔 規 程

第1条 本会の会員（顧問、参与を含む）の慶弔に関する取扱いは規程による。

第2条 会員及び家族の不幸については、次の基準により弔慰金をおくる。

会員の死亡 5,000円

第3条 その他の場合で必要と認められたときは役員が協議して決定する。

附 則

この規程は平成4年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月20日から施行する。

少年非行関連用語の説明

- 少年……………20歳に満たない者
- 特定少年……………18歳以上の少年
- 犯罪少年……………罪を犯した少年
- 触法少年……………14歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした少年
- ぐ犯少年……………保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあることなど、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
- 非行少年……………犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
- 不良行為少年……………非行少年(犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年)には該当しないが飲酒・喫煙・深夜徘徊等の不良行為をしている少年
- 刑法犯……………刑法の罪を犯したもの
- 交通業過……………刑法犯のうち、交通事故による業務上過失致死傷罪
- 特別法犯……………毒物及び麻薬取締法、外国人登録法、銃砲刀剣類所持等取締法など刑法以外の法令の罪を犯したもの(交通法令を除く)
- 凶悪犯……………殺人、強盗、放火、強姦
- 粗暴犯……………恐喝、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合
- 知能犯……………詐欺、横領、偽造
- 刑法犯少年……………刑法(交通業過を除く)に触れる行為をした少年
- 特別法犯少年……………刑法以外の特別法令(交通法令を除く)に触れる行為をした少年
- 児童相談所……………児童に関する諸問題の相談を受け付け、必要により専門的な調査や医療的、心理学的、教育学的、社会学的および精神保健上の判定を行った後、個々の児童や保護者への指導を行う
- 少年鑑別所……………家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための施設
- 少年院……………家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として、矯正教育を行う施設
- 児童養護施設……………保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童(前記いずれも乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保、その他の理由により特に必要のある場合には含む)を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設
- 自立援助ホーム……………なんらかの理由によって、家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった、原則として15歳から20歳までの青少年に暮らしの場を与える施設

- SNS……………Social Networking Serviceの略。広義には、社会的ネットワークの構築ができるサービス。ブログや電子掲示板が含まれる。狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制サービス」と定義され、その主目的は個人間のコミュニケーションにある
- Twitter……………140文字以内で「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービスで、ツイッター社によって提供されている。ツイッター社自身は、「社会的な要素を備えたコミュニケーションネットワーク」と規定し、SNSではないとしている
- LINE……………IT企業NHN日本法人、LINE株式会社が提供するスマートフォンやパソコンに対応した、インターネット電話やテキストチャットなどの機能を有するインスタントメッセージャー。利用者が相互に本アプリケーションをインストールしておけば、通信キャリアや端末を問わずに複数人のグループ通話を含む音声通信やチャットが可能である
- Instagram……………スマートフォンで写真や動画を簡単にシェアすることができるアプリやサービス。SNS機能によって、自分の写真や動画を他人とシェアするためには、ユーザー個々を識別し、同サービスにログインするための「アカウント」が必要となる。通常の投稿とは別に、24時間限定で公開でき、自動的に削除される投稿やライブ配信も可能な「ストーリーズ」という機能もある。

八千代市青少年センターのあゆみ

- 昭和53年4月 青少年センター発足 青少年センター設置条例・施行規則制定
初代所長 岩崎 弘 (他3名)
所在地：八千代市大和田新田312番地の5 (本庁 教育委員会内)
- 昭和53年6月 青少年センター補導委員173名 教育委員会より委嘱 (任期2年)
- 昭和53年7月 青少年センター運営協議会委員11名 教育委員会より委嘱 (任期2年)
- 昭和54年3月 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会発足
- 昭和55年3月 補導委員日より「かけはし」創刊号発行
- 昭和55年4月 第2期補導委員157名委嘱
- 昭和55年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和57年4月 第3期補導委員160名委嘱
- 昭和57年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和58年4月 第2代所長 藤井 秀一 (他3名)
- 昭和58年6月 愛の一声・通報運動開始
- 昭和59年4月 第4期補導委員161名委嘱
- 昭和59年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和60年4月 第3代所長 佐久間 漢司 (他4名)
- 昭和61年4月 第5期補導委員148名委嘱
- 昭和61年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 昭和61年4月 善行賞開始
- 昭和62年4月 第4代所長 末吉 重夫 (他4名)
- 昭和63年4月 第6期補導委員122名委嘱
- 昭和63年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成元年4月 第5代所長 越川 久治 (他4名)
- 平成2年4月 第6代所長 磯貝 謹吾 (他4名)
- 平成2年4月 第7期補導委員125名委嘱
- 平成2年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成3年11月 第7代所長 鈴木 重男 (他4名)
- 平成4年4月 第8代所長 伊藤 勇毅 (他4名)
- 平成4年4月 第8期補導委員142名委嘱
- 平成4年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成4年10月 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会1.5周年記念事業
- 平成5年4月 第9代所長 金子 勲武 (他3名)
- 平成5年5月 事務所所在地変更
所在地：八千代市ゆりのき台4丁目5番地2 1棟240.2号室
- 平成6年4月 第9期補導委員136名委嘱
- 平成6年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成7年10月 事務所所在地変更
所在地：八千代市萱田町596番地の5
- 平成8年4月 第10代所長 武田 栄三 (他3名)
- 平成8年4月 第10期補導委員139名委嘱
- 平成8年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成8年 「地域懇親会」の開催

- 平成10年4月 第11期補導委員152名委嘱
- 平成10年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成10年10月 青少年センターだより「フロンティア」発行
- 平成12年4月 第12期補導委員132名委嘱
- 平成12年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成14年4月 第11代所長 矢口 孝(他3名)
- 平成14年4月 第13期補導委員124名委嘱
- 平成14年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成15年4月 第12代所長 武森 公夫(他3名)
- 平成16年4月 第14期補導委員132名委嘱
- 平成16年4月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成17年4月 第13代所長 田中 典夫(他3名)
- 平成18年4月 事務所所在地変更
所在地：八千代市大和田138番地2
- 平成18年4月 第15期補導委員128名委嘱
- 平成18年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成19年4月 第14代所長 海野 鉄多郎(他3名)
- 平成20年4月 第16期補導委員124名委嘱
- 平成20年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成22年4月 第15代所長 麻生 秀樹(他3名)
- 平成22年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成22年5月 第17期補導委員124名委嘱
- 平成23年4月 第16代所長 仁井山 久夫(他3名)
- 平成24年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成24年5月 第18期補導委員127名委嘱
- 平成26年4月 第17代所長 渡邊 敏雄(他3名)
- 平成26年5月 第19期補導委員123名委嘱
- 平成26年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成27年4月 第18代所長 斎藤 新一(他3名)
- 平成28年5月 第20期補導委員123名委嘱
- 平成28年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成30年4月 第19代所長 片波見 昌浩(他3名)
- 平成30年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 平成30年5月 第21期補導委員128名委嘱
- 令和2年4月 第22期補導委員130名委嘱
- 令和2年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 令和3年4月 第20代所長 清水 敦史(他3名)
- 令和4年4月 第23期補導委員126名委嘱
- 令和4年5月 青少年センター運営協議会委員委嘱
- 令和5年4月 第21代所長 丹治 貴史(他3名)

—資料7— 八千代市青少年センター活動状況統計

(1) 青少年センター街頭補導状況統計（平成5年度～令和4年度）

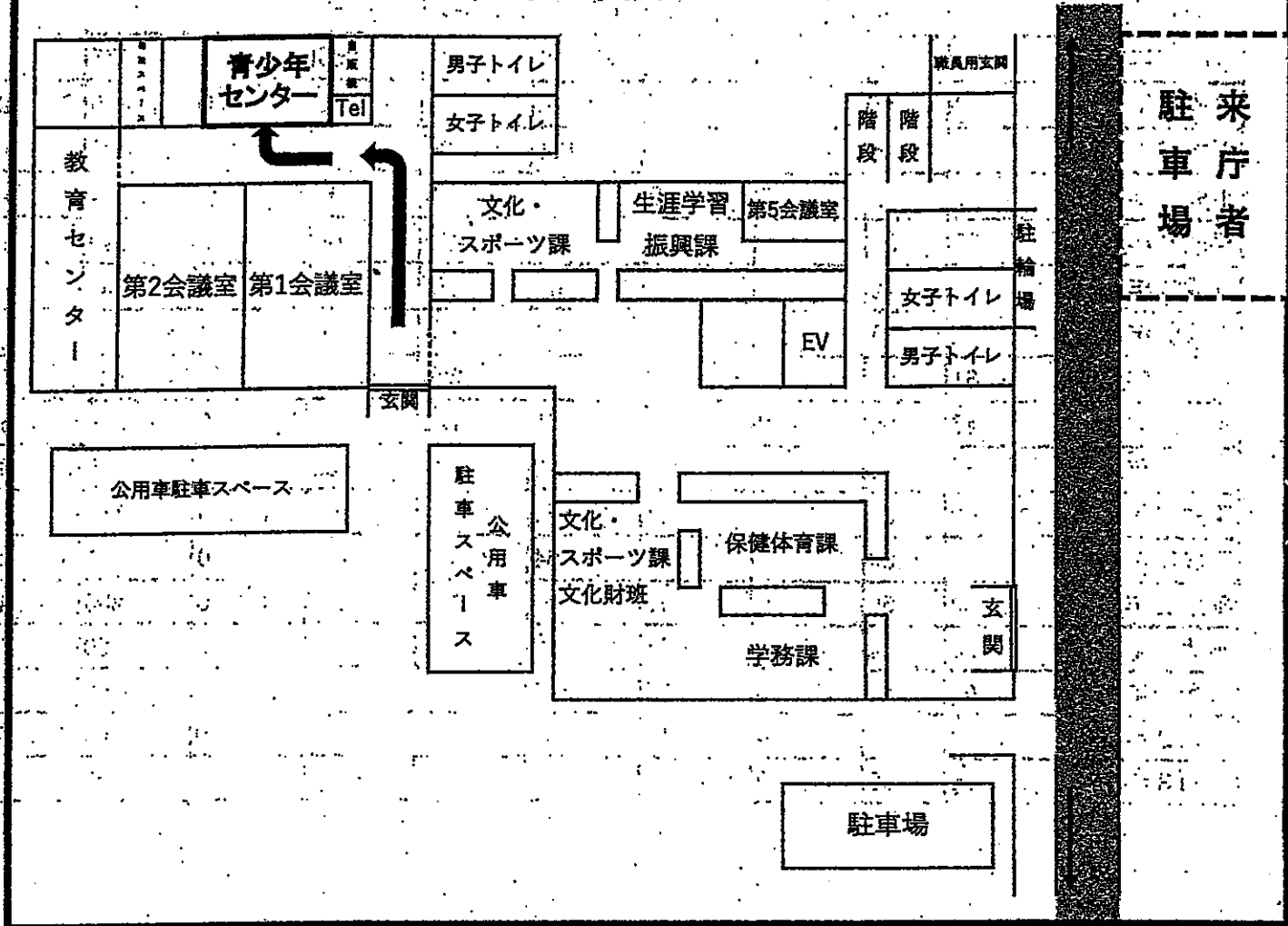
年 度	実施回数	補導従事者数	補導少年数
平成5年度	328	1,164	155
平成6年度	376	1,370	99
平成7年度	350	1,186	91
平成8年度	353	1,437	172
平成9年度	308	1,301	179
平成10年度	324	1,346	188
平成11年度	298	1,295	101
平成12年度	283	1,291	120
平成13年度	276	1,303	72
平成14年度	294	1,292	111
平成15年度	262	1,431	109
平成16年度	297	1,792	140
平成17年度	259	1,409	53
平成18年度	278	1,609	105
平成19年度	327	1,682	199
平成20年度	271	1,489	187
平成21年度	286	1,672	210
平成22年度	300	1,507	289
平成23年度	377	2,013	332
平成24年度	387	2,103	391
平成25年度	496	1,989	333
平成26年度	309	1,507	315
平成27年度	320	1,225	212
平成28年度	337	1,166	174
平成29年度	400	1,394	209
平成30年度	407	1,331	157
令和元年度	361	1,127	56
令和2年度	233	573	37
令和3年度	477	1,157	25
令和4年度	412	1,063	34

(2) 青少年健全育成通報運動統計 (平成17年度～令和4年度)

※H30以降生活安全課への通報を110番通報と合算

経路 年度	青少年センター					八千代警察		消防署	小 計	合 計
	小学校	中学校	高等学校	その他	小 計	110番通報	生活安全課			
平成17年度	23	16	6	14	59	209	265	1	475	534
平成18年度	30	15	13	20	78	148	201	1	350	428
平成19年度	47	35	8	31	121	230	60	0	290	411
平成20年度	40	23	6	9	78	83	291	0	374	452
平成21年度	28	24	5	6	63	279	69	0	348	411
平成22年度	42	12	7	1	62	278	252	0	530	592
平成23年度	24	23	7	15	69	398	406	0	804	873
平成24年度	51	86	12	41	190	234	387	0	621	811
平成25年度	46	66	8	51	171	122	224	0	346	517
平成26年度	54	71	9	57	191	33	162	0	195	386
平成27年度	69	52	4	27	152	15	165	0	180	332
平成28年度	55	60	8	41	164	78	133	0	211	375
平成29年度	62	60	3	47	172	141	139	0	280	452
平成30年度	85	44	10	31	170	369	—	0	369	539
令和元年度	66	47	6	12	131	396	—	0	396	527
令和2年度	72	41	4	17	134	404	—	0	404	538
令和3年度	46	36	0	19	101	551	—	0	551	652
令和4年度	40	40	2	18	100	746	—	0	746	846

八千代市青少年センター案内図
(八千代市教育委員会内)



※ 2階は教育長室, 教育委員室, 教育総務課, 指導課
 ※ 会議室の予約, 管理, その他の問い合わせは2階の教育総務課

八千代市青少年センター

〒276-0045

八千代市大和田138-2

【TEL】047-483-2842・7300

【FAX】047-486-3199

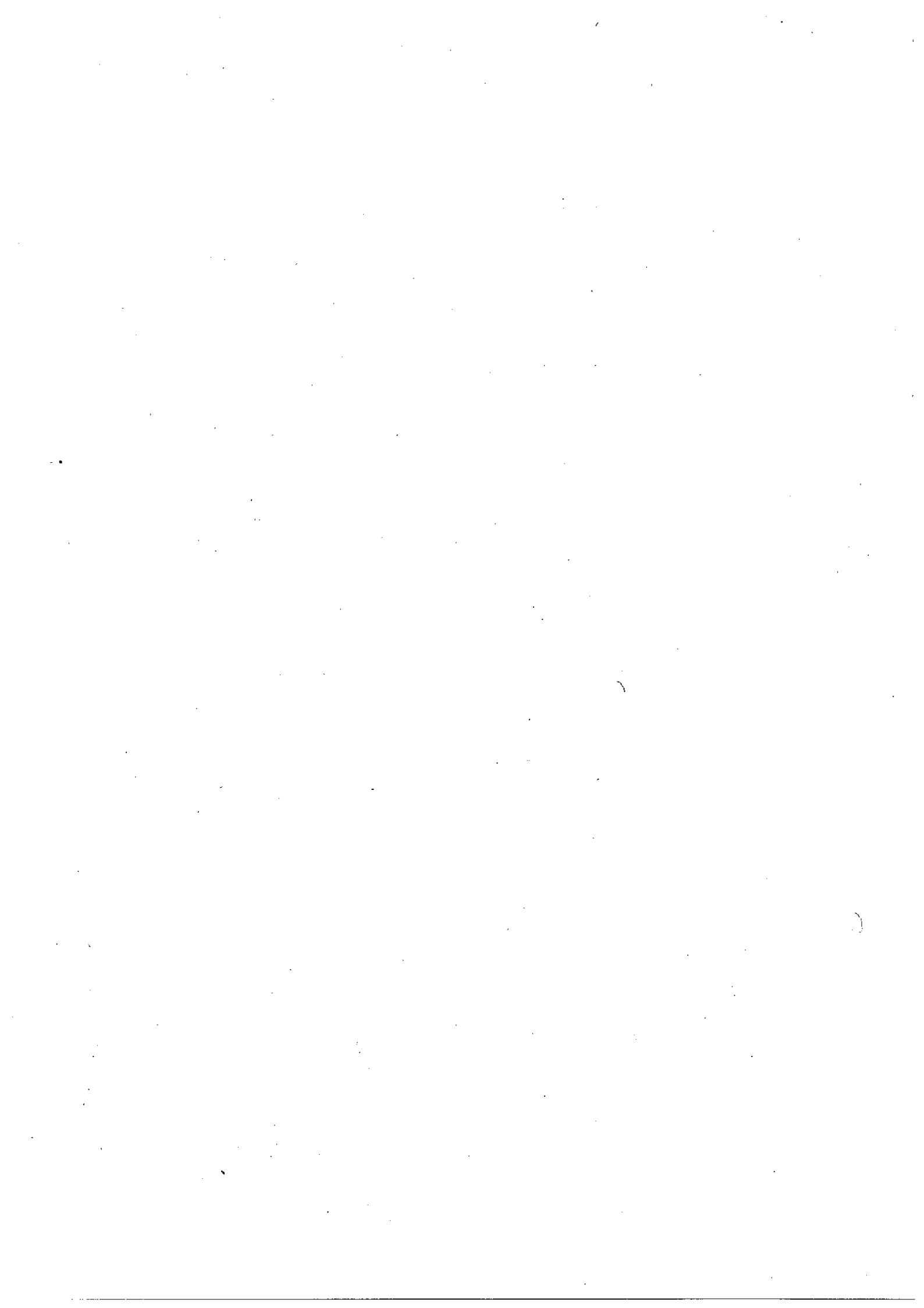
R5 ○傍聴人が資料請求した場合の金額（片面10円、両面20円）

・八千代市青少年センター関係資料（両面13枚）	260円
・式次第（片面1枚）	10円
・委員名簿（片面1枚）	10円
・当日資料	60円

<内訳>

（表紙）（片面1枚）	10円
①青少年センターだより	
<フロンティア1、2号>（両面2枚）	40円
②夏休みのしおり（※公的機関にも配布するため無料）	
③広報やちよ（片面1枚）	10円
④「かけはし」（※公的機関にも配布するので無料）	

計 340円



令和5年度

第1回八千代市青少年センター運営協議会

日時：令和5年7月6日（木）

午前10時00分～午前11時30分

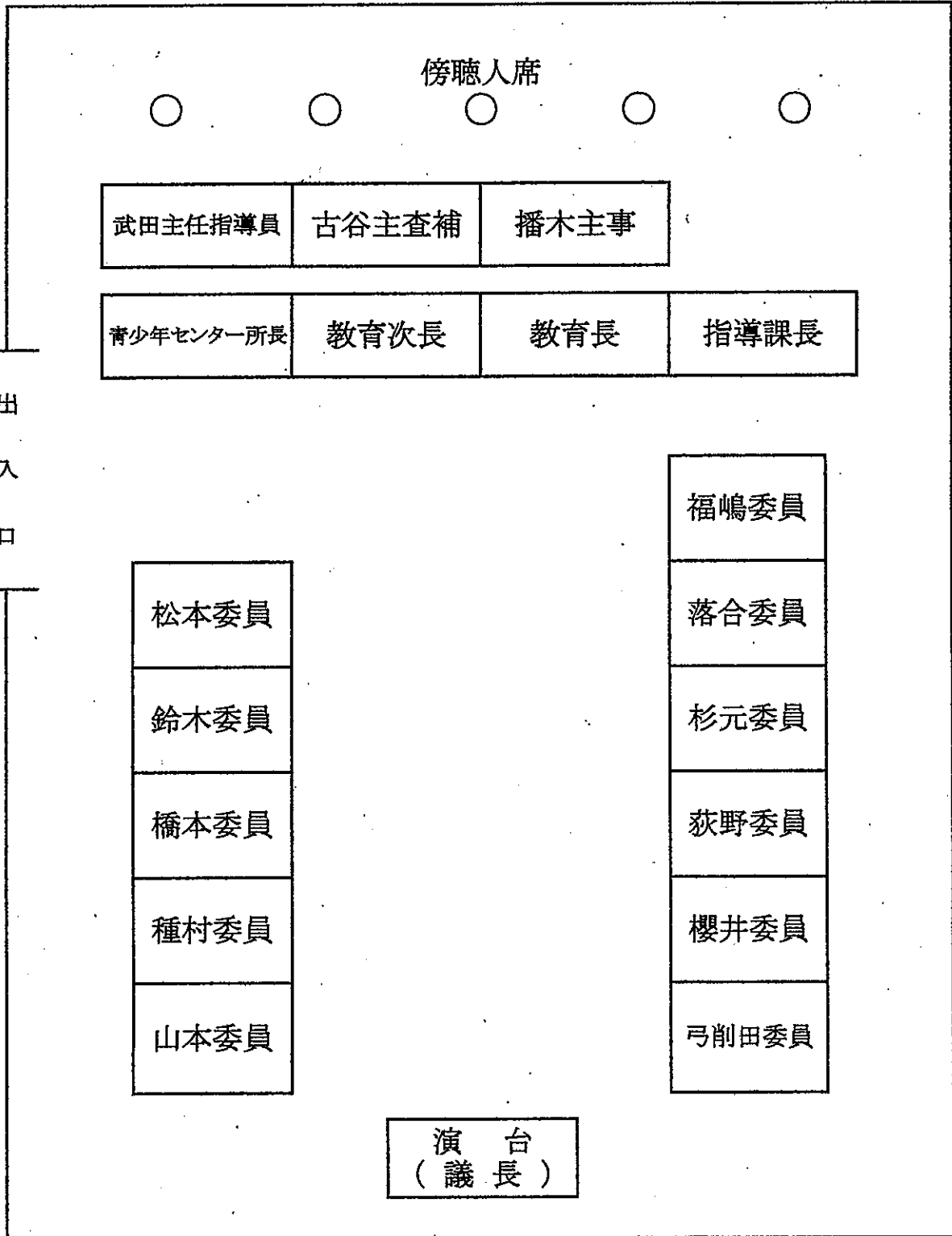
会場：八千代市教育委員会庁舎 2階大会議室

～ 会 次 第 ～

- 1 委嘱状交付
- 2 開会
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 報告・協議
 - (1) 令和4年度 活動報告について
 - (2) 令和5年度 活動計画について
 - (3) 協議
 - テーマ
 - 「インターネット問題の未然防止について」
 - (4) その他
- 6 閉会

令和5年度第1回八千代市青少年センター運営協議会座席表

日時／ 令和5年7月6日(木)
 午前10:00～午前11:30
 場所／ 市教委2階 大会議室



令和5年度八千代市青少年センター運営協議会委員名簿

No.	区分	氏名	役職名
1	教育関係者	ヤマモト マサヨシ 山本 正義	八千代市立大和田小学校長
2		シムラ ヨシノブ 種村 保	八千代市立八千代中学校長
3		ハシモト ナミ 橋本 尚美	千葉県立八千代西高等学校長
4	児童福祉関係者	スズキ ミホ 鈴木 美保	千葉県中央児童相談所上席児童福祉司兼グループリーダー
5		マツモト ヒカル 松本 亮二	八千代市子ども部子ども福祉課 子ども相談センター所長
6		サカゲ タケコ 弓削田 キク子	八千代市民生委員児童委員協 議会連合会副会長
7		サクライ カズヒコ 櫻井 和彦	八千代地区保護司
8	警察関係者	サノノ 信治 荻野 信治	千葉県八千代警察署生活安全課長
9	学識経験者	スギモト カナエ 杉元 加奈江	八千代市青少年相談員連絡協 議会会長
10	民間有識者	オザイ ケイコ 落合 啓子	八千代市青少年センター補導委 員連絡協議会会長
11		フジマ ヨシヘイ 福嶋 陽平	八千代市PTA連絡協議会 (高津小学校PTA会長)



令和5年度 第1回 八千代市青少年センター運営協議会

日時
令和5年7月6日(木)
午前10時から午後11時30分

- 1 八千代市青少年センターの概要
- (8) 業務内容について
 - ① 補導活動
 - ② 青少年相談
 - ③ 関係諸機関との連絡活動
 - ④ 情報の収集
 - ⑤ 広報活動

① 補導活動について

- ・ 中央補導センター補導
- ・ 地区補導
- ・ 県下一斉合同パトロール
- ・ 京葉地区青少年センター合同パトロール
- ・ 小中義務教育学校、高等学校、特別支援学校合同パトロール

② 青少年相談について

- ・ 青少年の非行防止に関する相談
(家出、暴力、生活の乱れ等)
- ・ 相談時間は(月)から(金)、午前9時から午後4時まで



③ 関係諸機関との連絡活動について

- ・ 家庭、学校、警察、その他関係機関
- ・ 青少年センター補導委員連絡協議会
- ・ 学校警察連絡委員会
- ・ 千葉市、習志野市の青少年センター等

④ 情報の収集について

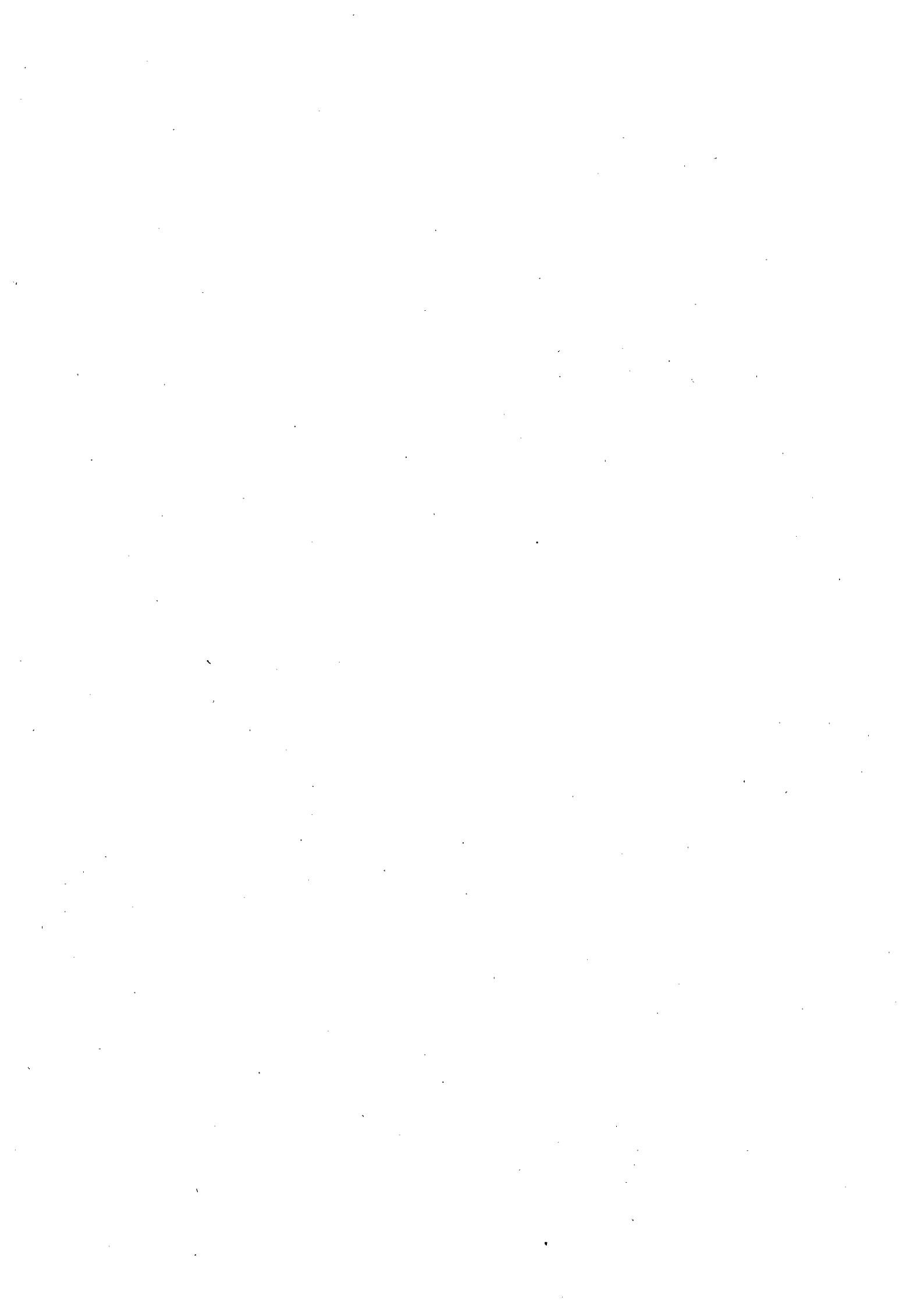
- ・ 関係諸機関との連携
- ・ 月刊「生徒指導」等の情報誌

⑤ 広報活動について

- ・ 千葉県から配布されるリーフレット
- ・ 市の広報誌「広報やちよ」
- ・ 補導委員連絡協議会の広報誌「かけはし」
- ・ 青少年センターの広報誌「Frontier」

⑤ 広報活動（啓発）について

- ・ R6年度から「ネット安全教室」を開催予定



八千代市青少年センター 補導委員連絡協議会について

- ・現在126名の補導委員
- ・市内10地区で4, 5名の班単位で補導活動
- ・年間2回の全体研修会
- ・「愛のひと声」を合言葉に活動

学校警察連絡委員会について

- ・警察、学校間での情報共有や意見交換
- ・教職員の資質向上のための研修会
- ・地区学校警察連絡委員会
- ・市内のパトロールを主催

2 八千代市青少年センターの活動報告

※■中止になった活動

月	行事名
7	県下一斉合同パトロール
8	...
9	中学校総合体育祭パトロール
	総合体育祭

3 八千代市青少年センターの状況報告

(2) 補導少年の行為・場所別状況

店舗	駅前 駅前内	ゲーム センター	路上	公園	公共施設	その他	計
パト	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	7	5	0	14

4 八千代市青少年センターの運営方針

1 基本方針

- (1) 補導活動, 相談対応
- (2) 資料の収集, 整備と連絡・調整
- (3) 情報共有, 広報活動

4 八千代市青少年センターの運営方針

2 重点目標

- (1) 青少年の健全育成と非行防止
- (2) 効果的な補導活動
- (3) 学校, 地域への協力と呼びかけ
- (4) 組織の活性化

4 八千代市青少年センターの運営方針

3 具体的方策

- (1) 的確な事実の把握と適切な対応
- (2) 補導重点箇所の補導活動
- (3) 通報の共有化とやちよ防犯情報メールの配信
- (4) 学校や地域の活動, 情報交換会等への参加
- (5) 地区学善連の中での, 地域懇談会の実施
- (6) 広報紙「Frontier」の発行
- (7) 関係校の生徒指導方針を踏まえて対応方法の精査
- (8) SNSトラブルに関する情報の収集と対応方法の研究

5 八千代市青少年センターの年間計画

※資料8ページ参照(主な計画を抜粋)

月	活動計画
4	学善連委員会①
5	青少年センター補導委員連絡協議会 地区学善連
6	千代田青少年補導委員連絡協議会代議員総会
7	京葉地区少年センター合同ハトロール 運営協議会① 県下一斉合同ハトロール 中継高特合同ハトロール
8	ふるさと青少年祭りハトロール
9	学善連委員会② 地区学善連 3市情報交換会① 千葉県青少年補導(委)員大会

(臨時活動)
①防犯指導
②交通安全
③地区学善連
④センタ一相違
⑤青少年相談
⑥区下夜間指導



5. 八千代市青少年センターの年間計画

※資料8ページ参照（主な計画を抜粋）

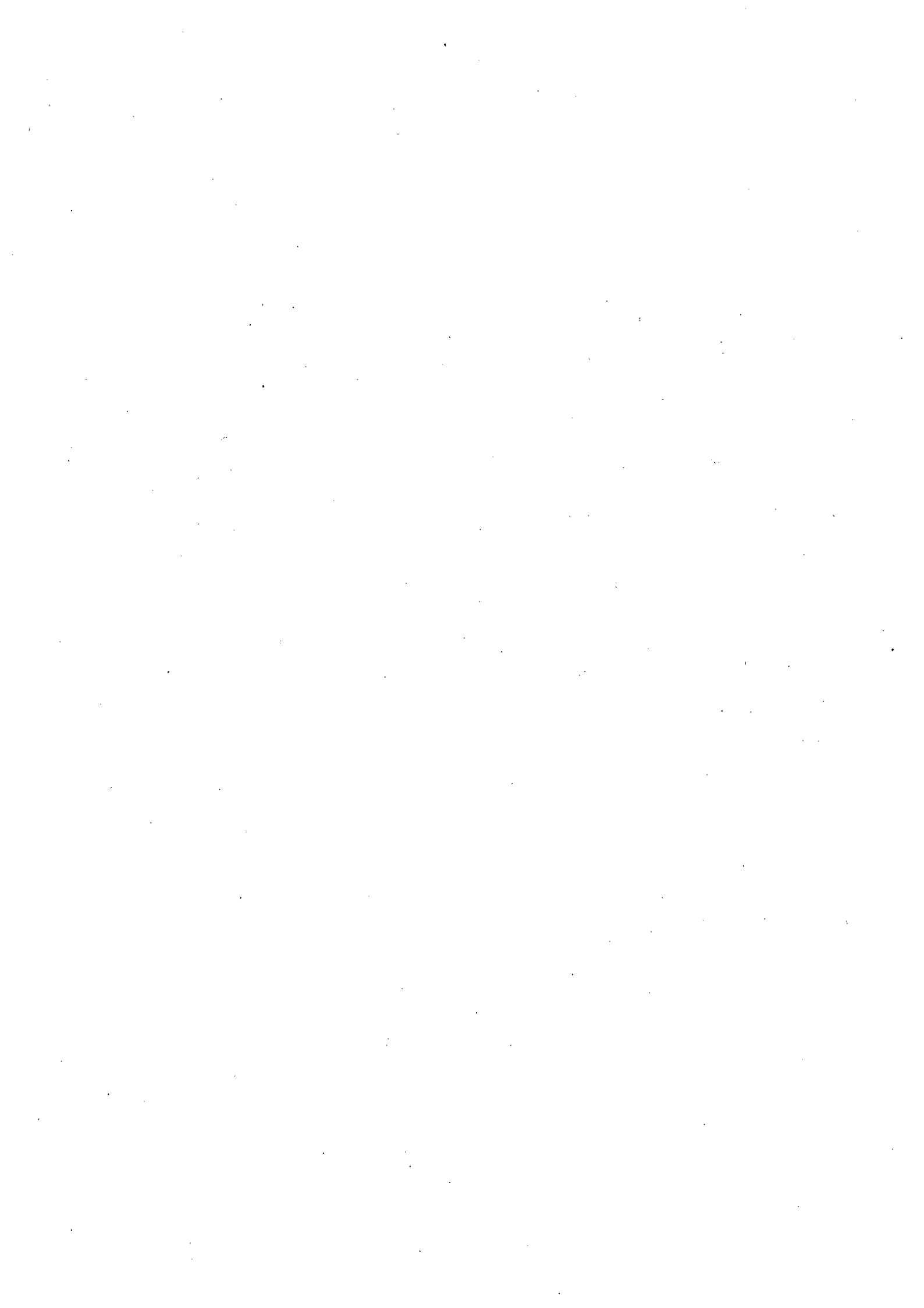
月	活動計画
10	県市区町村連盟八千代市地区協議会（地区学童連と併せて実施） [臨時活動] ① 防災訓練 ② 交通安全 ③ 地区清掃
11	千葉県青少年指導員連絡協議会連帯会
12	千葉県特合同パトロール 小学校（義）地区別パトロール
1	船橋・八千代際海地域補導関係者連絡会 ② 声かけ相談 ③ 要十の指導
2	連帯協議会②
3	千葉県特合同パトロール 3市情報交換会 小学校（義）地区別パトロール

ご清聴ありがとうございました。

八千代市青少年センター

(テーマ)

インターネット問題の未然防止について



第1回 八千代市青少年センター運営協議会

青少年センター資料

(1) 青少年センターだより

「Frontier」R5. 第1号, 第2号

(2) 夏休みのしおり

(3) 広報やちよ (R4 7.15号 12.15号 R5 3.15号)

(4) 八補連だより「かけはし NO. 88」

八千代市青少年センターだより

Frontier

令和5年度第1号
令和5年5月22日発行
八千代市青少年センター
〒276-0045
八千代市大和田138-2
TEL047-483-7300

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更となり、徐々に感染拡大以前の生活に戻りつつあります。これにより人の動きが活発化し、様々な問題が発生してくることが予想されます。

関係の皆様におかれましては、今年度も、青少年センター、学校警察連絡委員会、補導委員連絡協議会の活動に御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

学校警察連絡委員会について

4月27日（木）、八千代市市民会館において「令和5年度第1回学校警察連絡委員会」が開催されました。

学校警察連絡委員会は、児童生徒の非行防止及び交通安全等について、学校と警察、関係機関との連携を密にしながら、その健全育成を図るため、次の活動を行います。

- (1) 学校と警察、関係機関の連携に関すること
- (2) 児童生徒の非行防止及び交通事故防止の啓発に関すること
- (3) 学校・家庭・地域等との連携に関すること
- (4) 委員研修に関すること

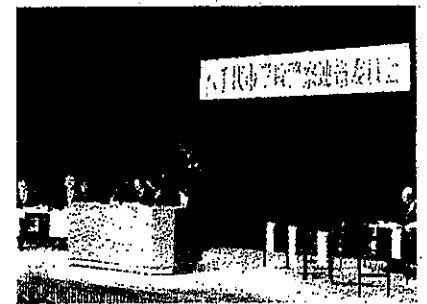
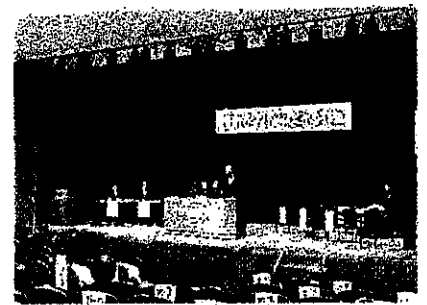
今年度の活動方針や新役員の承認が得られましたので、以下のとおりお知らせいたします。

「令和5年度八千代市学校警察連絡委員会役員」

- | | | |
|-------|-------|--------------------|
| ○委員長 | 平山 昌広 | (八千代市立村上中学校 校長) |
| ○副委員長 | 熊谷 俊彦 | (八千代市立勝田台中学校 校長) |
| | 橋本 尚美 | (千葉県立八千代西高等学校 校長) |
| ○相談役 | 多田 史朗 | (千葉県八千代警察署 署長) |
| | 小林 伸夫 | (八千代市教育委員会 教育長) |
| | 設楽 憲一 | (八千代市教育委員会 教育次長) |
| | 荻野 信治 | (千葉県八千代警察署 生活安全課長) |
| | 佐野 明 | (千葉県八千代警察署 交通課長) |
| ○幹事 | 川俣 祐次 | (八千代市立村上小学校) |
| | 夙戸 康人 | (八千代市立南高津小学校) |
| | 塩田 明子 | (八千代市立睦中学校) |
| | 田嶋 孝大 | (八千代市立東高津中学校) |
| | 永田 泰三 | (私立千葉英和高等学校) |

「主な活動予定」

- ・第2回学校警察連絡委員会 9/21
- ・地区学警連 5/中旬～6/中旬, 9/中旬～10/上旬
- ・中学校義務教育学校高等学校特別支援学校合同パトロール 7/4, 12/5, 3/5
- ・小学校義務教育学校地区別パトロール 7/中旬, 12/中旬, 3/中旬



【八千代警察署からの状況報告】

八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会について

5月10日(水)、八千代市市民会館において「令和5年度八千代市青少年センター補導委員連絡協議会総会」が開催されました。

総会に先立ち、小林教育長から1名の補導委員に「青少年補導委員功労者表彰」が贈呈されました。受賞されたのは村上地区補導員の山田英俊様です。約8年間のお力添えに感謝いたします。今後も青少年の非行防止等、御協力のほどよろしくお願いいたします。

これまで新型コロナウイルス感染症の関係で中止となっていた中央補導が今年度から再開され、青少年センターも補導委員の皆様と連携を取りながら、引き続き、子どもたちを見守ってまいります。

街頭補導状況報告

【令和5年4月1日～令和5年4月30日】

1 実施状況

項目 時間帯	実施回数	従事者数	補導少年数
午前	8	26	0
午後	21	64	0
薄暮	1	2	0
夜間	0	0	0
計	30	92	0

2 補導内容

行為	校種・有職無職・男女	計
怠学		0
喫煙		0
飲酒		0
自転車二人乗り		0
2人乗り以外の 自転車等危険行為		0
迷惑行為		0
帰宅指導		0
その他		0
計		0

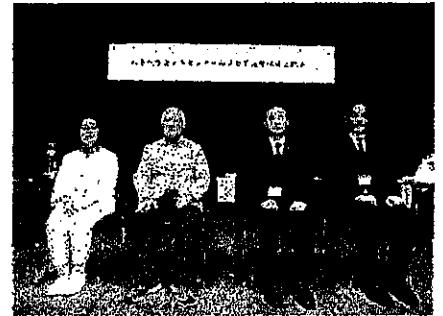
3 通報状況報告

(1) 件数 80 (※八千代警察署への通報を含む)

(2) 主な内容 痴漢・不純異性交遊0 飲酒0 喫煙8 窃盗行為0 たむろ0
つけ火・火遊び0 暴行・傷害0 暴走行為0 怠学・怠業3
不法侵入0 その他(不審者等) 69



【八千代市長 挨拶】



【青少年補導委員功労者表彰】

左から補導委員連絡協議会会長、
受賞者山田様、教育長、教育次長

青少年の非行に関する相談
八千代市青少年センター
047-483-2842

八千代市青少年センターだより

Frontier

令和5年度第2号
令和5年7月5日発行
八千代市青少年センター
〒276-0045
八千代市大和田138-2
TEL047-483-7300

6月8日（木）に関東甲信地方が梅雨入りし、すっきりしない天気が続いております。暑さも日増しに強くなり、熱中症等、体調管理に注意が必要な時期になってまいりました。

今年度は、昨年度、回数を制限しながら行っていた中央補導が予定通り再開され、補導委員の皆様と当センター職員合同で補導活動をしております。その補導活動では、主に大型ショッピングセンター等をパトロールしておりますが、現在は落ち着いている状況です。

関係の皆様におかれましては、今年度も、青少年センター、学校警察連絡委員会、補導委員連絡協議会の活動に御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

前期地区学警連について

5月11日から6月22日にかけて、「高津」「大和田」「睦」「八千代台」「勝田台」「村上」（※会議開催順）の6地区に分かれて、関係小、中、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、八千代警察署、青少年センターの各担当者が集まり、「地区学警連」会議を開催しました。

各学校の様子や児童生徒がよく集まる場所などの情報共有を図る中で、各地区からあがった心配な点を以下に紹介します。

「高津 地区（5/11）」

- ・ SNS 関係のトラブル
- ・ 放課後の遊び方
- ・ 交差点の渡り方

「大和田 地区（5/30）」

- ・ SNS 関係のトラブル
- ・ 登下校の歩き方

「睦 地区（5/31）」

- ・ SNS 関係のトラブル
- ・ 自転車での事故
- ・ 学区内での不審者

「八千代台地区（6/1）」

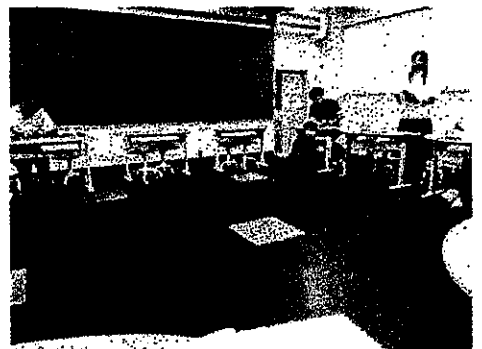
- ・ SNS 関係のトラブル
- ・ 公園での遊び方
- ・ 学区内での不審者

「勝田台 地区（6/6）」

- ・ SNS 関係のトラブル
- ・ 放課後の過ごし方
- ・ 友人関係

「村上 地区（6/22）」

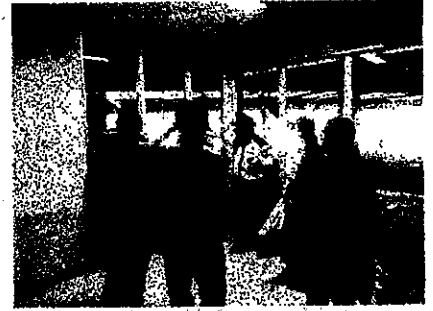
- ・ SNS 関係のトラブル
- ・ 学区内の不審者
- ・ 校則の見直し



なお、八千代警察署担当者からは、直近の県内、市内の犯罪や補導等の状況について、報告がありました。その中でも、市内の刑法犯について、大型商業施設を中心に自転車の窃盗や万引きが増加しており、注意が必要であるとのことでした。自転車の盗難被害のうち無施錠での被害が6割を占め、個別の駐輪場にとめて車輪にロックがかかっても、その解除は誰にでもできるので、もう一つ別に鍵をかける必要があるとのことでした。

中学校義務教育学校高等学校特別支援学校合同パトロールについて

7月4日（火）にイオンモール八千代緑が丘店において、上記パトロールが実施されました。イオンモール警備担当者先導のもと、店舗内で注意が必要な箇所等を巡回しました。また、パトロール開始前には、学校関係者、八千代警察、イオンモール関係者の間で情報共有が行われ、青少年の健全育成への取り組みを確認する良い機会となりました。



街頭補導状況報告【令和5年4月1日～令和5年6月31日】

1 実施状況

項目 時間帯	実施回数	従事者数	補導少年数
午前	24	70	4
午後	48	154	2
薄暮	2	5	0
夜間	1	2	0
計	75	231	6

青少年の非行に関する相談
八千代市青少年センター
047-483-2842
(御予約をお願いいたします)

2 補導内容

行為	校種・有職無職・男女	計
怠学	高校生女子2名	2
喫煙		0
飲酒		0
自転車二人乗り		0
2人乗り以外の 自転車等危険行為		0
迷惑行為		0
帰宅指導		0
その他	小学生男子2名, 高校生男子1名, 高校生女子1名	4
計		6

3 通報状況報告

- (1) 件数 217 ※八千代警察署への通報含む
 (2) 主な内容 痴漢・不純異性交遊0 飲酒1 喫煙31 窃盗行為0 たむろ0
 つけ火・火遊び1 暴行・傷害0 暴走行為1 怠学・怠業12
 空家等への無断侵入0 その他(不審者等)171

広報やちよ掲載内容

令和四年 七月十五日号

暑休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しておきましょう。

不審者に出会ったときの対応は？

「いかのおすし」を合言葉に「いがない・のらない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせる。」を合い言葉に、危険から身を回避させる力を育てましょう。

安全に安心してインターネットを利用するために

インターネットの使い方が急激に変化しています。コミュニケーションサイトの利用によるトラブル、歩きスマホ、ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。保護者の理解と見守りが、子どもたちを守ります。

愛のひと声をー

子どもの変化を見逃さず、気になるときは「どうしたの?」と声を掛けましょう。良い行いはその場で褒めるのが一番です。

ダメなものはダメー

二十歳未満の飲酒や喫煙は、非行への第一歩です。「ダメなものはダメー」の一言が、非行から救います。

夜間の外出は控えましょうー

千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後1時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。また、保護者の同伴なしに16歳未満の者が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び千葉県施行条例により禁止されています。

青少年相談をご利用ください

青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談に応じます。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

①電話相談、②来所相談(要予約)があり、受付時間はいずれも月曜(金曜日、祝日を除く)午前9時~午後4時。お問い合わせは、青少年センター/大和田138-2教育委員会庁舎内(483)2842へ。

令和四年 十二月十五日号

冬休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しましょう。

●不審者に出会ったときの対応は？

「いかのおすし」を合言葉に「いがない・のらない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせる。」を合い言葉に、危険から身を回避させる力を育てましょう。

●安全に安心してインターネットを利用するために

インターネットの使い方が急激に変化しています。SNSによるトラブル、歩きスマホ、ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。

●保護者の理解と見守りが、子どもたちを守りますー

愛のひと声をー 子どもたちの小さな変化を見逃さず、気になるときは「どうしたの?」と優しく声を掛けましょう。よい行いは、その場で褒めるのが一番です。

●ダメなものはダメー

20歳未満の飲酒や喫煙は、非行への第一歩です。「ダメなものはダメー」の一言が、非行から救います。酒やタバコの害についての知識と判断力が不十分なので、話し合う機会を持ち、悪に負けない強い心をもたせましょう。

●夜間の外出は控えましょうー

千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後1時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。

また、保護者の同伴なしに16歳未満の者が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や千葉県施行条例により禁止されています。

青少年相談をご利用ください

青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談に応じます。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。電話相談(要予約)があり、受付時間はいずれも祝日を除く月曜から金曜日午前9時~午後4時。お問い合わせは、青少年センター/大和田138-2教育委員会庁舎内(483)2842へ。

令和五年 三月十五日号

暑休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しましょう。

「いかのおすし」を合い言葉に「いがない・のらない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせる」を合い言葉に、危険から身を回避させる力を育てましょう。

安全に安心してインターネットを利用するために

インターネットの使い方が急激に変化しています。SNSによるトラブル、歩きスマホ、ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。保護者の理解と見守りが、子どもたちを守ります。愛のひと声をー 子どもたちの小さな変化を見逃さず、気になるときは「どうしたの?」と優しく声を掛けましょう。よい行いは、その場で褒めるのが一番です。

ダメなものはダメー 20歳未満の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものはダメー」の一言が、非行から救います。酒やタバコの害についての知識と判断力が不十分なので、話し合う機会を持ち、悪に負けない強い心をもたせましょう。

夜間の外出は控えましょうー 千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後1時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。

また、保護者の同伴なしに16歳未満の者が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び当該千葉県施行条例で禁止されています。

青少年相談のご利用をー 青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談をお受けします。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

▲相談方法 ①電話相談、②来所相談(要予約) 受付時間は土曜・日曜日・祝日を除く午前9時~午後4時 ▲問い合わせ 青少年センター/大和田138-2教育委員会庁舎内(483)2842

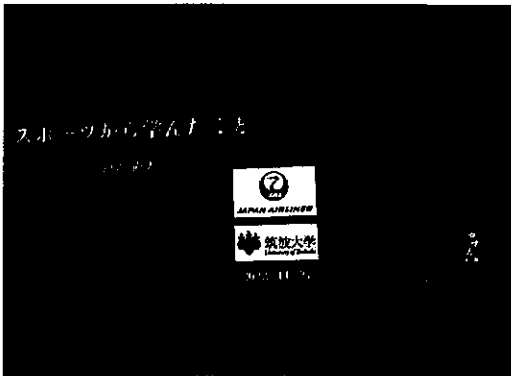
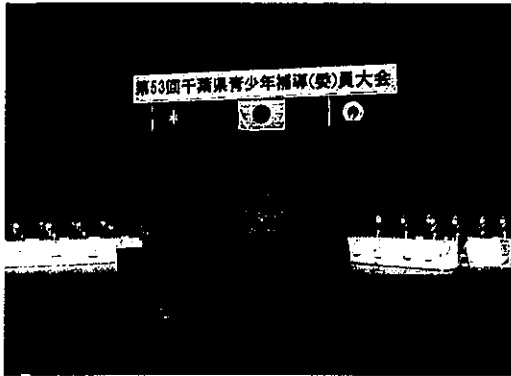


かたはし

八補連 No.88

発行 八千代市青少年センター補導委員連絡協議会 TEL(483)2842・7300

県大会が開催されました!



令和4年11月27日(日)野田ガスホール(野田市文化会館)において、第53回千葉県青少年補導(委)員大会が3年ぶりに人数を制限して開催されました。

永年に亘る補導活動に対する表彰式では、八千代市から6名の方が表彰されました。

事例発表では、野田市補導員活動の現状と課題が発表されました。コロナ禍で子どもたちとの出会いが減りパトロールの効果が出ないこと、近年SNSトラブルが増加していること。また、新補導員が声掛けのタイミングがわからないことや、不審者に思われないかという不安があることなどが課題として挙げられました。対策として、パトロールの時間帯や場所の検討、講演や研修による情報収集が提案されました。

記念講演は、「スポーツから学んだこと」という演題で、陸上競技選手として活躍されている戸邊直人氏によるお話でした。戸邊氏は、走高跳日本記録(2m35cm)保有者で、東京2020オリンピックにも出場した野田市出身のアスリートです。大学院で走高跳の研究をし、論文を書き上げた後に日本記録を出せたので、研究の成果を競技に生かすことができたそうです。オリンピックは平等の実現であり、ルールを守ることの大切さこそスポーツの価値である。情報時代の今、自分にとって何が大事な情報かを見極める力が必要だとのことでした。また、オリンピック選手村の裏話などもお話してくださいました。

講演後、大会決議の提案が承認され、次期開催市である四街道市青少年補導委員連絡協議会会長の言葉で閉会となりました。

阿蘇米本学園の概要

令和4年4月1日に開校した阿蘇米本学園は、国道16号沿いに位置し、学区内の阿蘇小学校、米本小学校、米本南小学校と阿蘇中学校の4校が統合した、市内初の小中一貫の義務教育学校です。

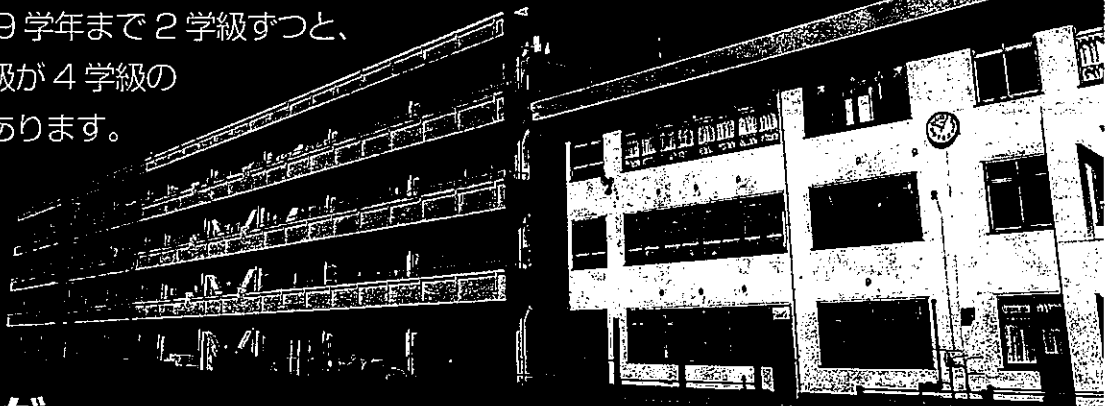
校舎は、阿蘇中学校の校舎を改修して使用しています。

5月1日時点の児童・生徒数は、児童346名、生徒147名の計493名、

1学年から9学年まで2学級ずつと、

特別支援学級が4学級の

計22学級あります。



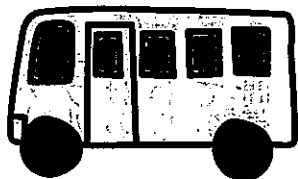
チャイムが鳴らない時がある!?

前期課程(小学生)と後期課程(中学生)では授業時間や活動時間が異なり、チャイムが鳴る回数も異なります。

チャイムは鳴らなくても、みんなが先生の指示を聞いたり、時間を意識したりすることで、問題なく過ごしているとのこと。時間に対する意識や感覚が向上しそうですね。

通学支援バスがある!

前期課程児童の登下校については、多くの児童が保護者の負担なしで利用できる通学支援バスで通っています。バスは4コースあり、朝は2~3回往復、夕方は各学年の下校時刻に合わせて運行しています。その他、保護者の送り迎えで登下校している児童もいますが、中には歩いて登下校している児童もいるそうです。後期課程の生徒は、地域によって自転車通学が認められています。



保護者への連絡

保護者あての連絡は電話連絡網ではなく、一斉メールやホームページへの掲載を活用しています。

メールでの連絡は、今では当たり前になっているのですね!



教職員

ミドルリー...
ことに挑戦し、
内にいながら、
学ぶことができ
方がやりがい

子ども

7~9年生(...
を思いやる気持
高まっている。
ことで、テスト
相手を思いやる

開校! 阿蘇

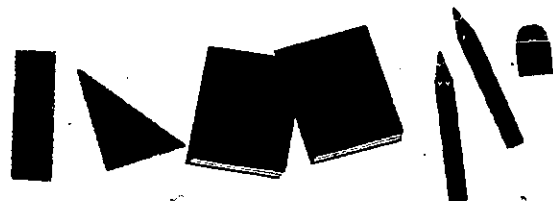
八千代市初の義務教育学校
疑問に思うことや子どもた

前期課程児童の部活動への参加

今はまだ実現されていませんが、学校では前期課程児童(小学生)の段階的な部活動への参加を検討しているそうです。

現在、どの部も部員が多くないため、前期課程児童が参加しても、活動場所的には問題はないのですが、前期課程児童はバスによる下校をしている関係で、調整が必要なようです。

今年度は、従来小学校で行われていたクラブ活動を4~8年生で実施しました。クッキングクラブやミュージッククラブ、屋外スポーツクラブやダンスクラブなど、8種類のクラブ活動が行われました。4~8年生の児童・生徒が一緒になって取り組むことで、交流を深めることができたようです。





明る気がすごい!



(中堅教職員)が中心となって研修を行い、積極的に新しい)返って成果や改善点を話し合っているとのこと。また、校
校両方の授業を参観することが可能で、学習のつながりを
自分の指導に生かすことができるとの話も伺いました。先生
ており、学校がとても明るく感じました。

心の成長



生)にとっては、1~6年生と一緒に過ごすことで、下級生
、上級生としての立ち振る舞いを良くしようという意識が
こと。また、4年生のすぐ近くに、8・9年生の教室がある
など、4年生には「静かにしなければいけない」という、
育っているそうです。

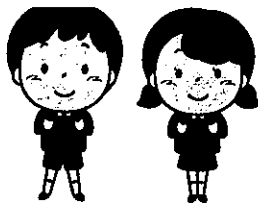
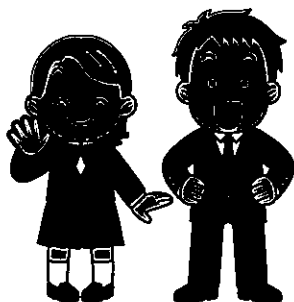
米本学園

小中一貫校)ということで、
の様子を伺いました。

教職員の働き方改革



1~6年生の一部教科を、発達段階に応じて教科担任制
による授業を行っています。1・2年生は英語と音楽、3
・4年生は英語と音楽に加え、算数と理科、図工を教科担
任の先生が授業をしています。5・6年生は、国語と算数
以外は、全て教科担任の先生が授業をしています。前期課
程の先生に空き時間ができると、いろいろな効果があ
るそうです。また前期課程の先生も、中学校の免許を持っ
ている先生が中学校の授業を教えたり、部活動の指導に参
加したりしています。このように、多くの教職員が支え合
うことで、教職員の働き方改革が進み、それが子どもたち
への指導にも繋がっているとのことでした。



教師の日



日本ではあまり知られていませんが、ユネスコが
10月5日を世界教師デーとして定めたことから、市
内の小中学校では10月5日に、児童・生徒が先生に
感謝を伝える日にしているそうです。阿蘇米本学園で
は、校長先生や副校長先生、教頭先生がアドバイザー
となり、学級代表の児童生徒と一緒に、先生方への感
謝を伝えています。ちなみに、今年度は紙皿で作っ
たメダルを、先生たちだけでなく、事務職員や給食
の配膳員の方などにもプレゼントしました。



学校行事はどうなった? (令和4年度)



*運動会

春に5~9年生、秋に1~4年生と2回に分けて開催され
ました。秋の運動会には全学年対象の競技もあり、盛りだ
くさんの運動会となりました。

*校内音楽会

全校児童・生徒によるミュージックフェスティバルが
11月25日(金)に開催されました。小学生が中学生の迫
力ある合唱を聴くという、素晴らしい経験ができたよう
です。

*修学旅行

6年生は日光方面、9年生は長野方面に行きました。
その他の学年では、校外学習や体験学習を行いました。

*6年生の卒業式は?

9年間の学校ですので、6年生は卒業式ではなく「前
期課程修了式」として他校と同時期に保護者を招いて行
います。ただ、式後も他学年の終了式まで登校し、後期課程
への進級の準備を進めるとのことです。

*7年生の入学式は?

今年度は1年生と7年生の入学式を行いましたが、次
年度の7年生は「進級式」という形で行うそうです。詳細は
検討中とのことでした。



地区学警連報告

令和4年9月28日(水)村上中学校にて、村上地区学校警察連絡委員会と補導委員の合同会議が開かれました。今年度より阿蘇米本学園が加わり、村上地区の小・中・義務教育学校・高校の10校、八千代警察署生活安全課、青少年センター、八補連会長、阿蘇・米本・村上地区補導委員の各代表、合計21名の参加者が近況報告や情報交換を行いました。

コロナ禍で制限がある中、子どもたちが運動会、体育祭、文化祭等の学校行事に取り組み楽しんでいる姿がうかがえました。

村上地区は全体的に落ち着いているようですが、SNSやゲーム等の利用によるトラブルは増えている状況です。

補導活動中に子どもの元気な挨拶に癒されることも多く、学校、警察、地域の大人が連携協力し、子どもたちの安全を守っていくことの大切さを再認識しました。 村上地区 大野 典子

ブロック研修会報告

令和5年2月2日(木)、浦安市三番瀬環境観察館と中央図書館において、船橋地区ブロック研修会が行われました。

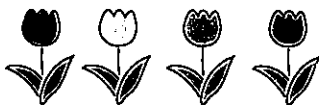
浦安市のすばらしい街並をぬけ、三番瀬環境観察館に行きました。そこは2年前に建てられたそうです。

館内を観察し、浦安市のバスで中央図書館へ移動しました。中央図書館では、コロナ禍での各市のパトロールの工夫や仕方についての発表がありました。

どこの市も、小さな公園等を中心にパトロールをしていました。

また、各市の情報交換もでき、良いブロック研修会となりました。

連絡協議会会長 落合 啓子



一年を振り返って

先輩の紹介を受け、よく分からないまま補導委員を引き受けて、早1年になろうとしております。

6月に中央補導に参加し、その後は何回かパトロールを続けました。なかでも東町会主催の夏祭りは、八千代台東小学校で開催され、私は受付の手伝いに参加しました。長い間コロナの影響で、思うように外出できなかったせいか、赤ちゃん・小学生を連れた家族や中学生がたくさん集い、大勢の子どもたちの姿を見てホッとしました。

11月には商工会主催の歩行者天国が行われ、大勢の人が集まりましたが、何事も起こらず、安心しました。

今後も微力ではございますが協力したいと思っております。

八千代台東南地区 川村 多恵子

補導委員という地域活動があるのは知りませんでした。

コロナ禍の活動ではありましたが、いくつかの活動の中で子どもの見守りは、大切だと思いました。

このような活動が地域の中で、もっと広まる事を願います。

八千代台東南地区 大木 幸子

隣接会議報告

令和5年1月31日(火)、船橋・八千代隣接地域補導関係者連絡会が行われました。当日は八千代12名、船橋10名の計22名が参加し、活気のある情報交換会となりました。

船橋市では、男子中学生による家庭内暴力の電話相談が増えていて、小・中学生の不登校が目立っているようです。

八千代市では、高校生の大型商業施設での急学や、勝田台周辺に変質者の出没情報がありました。

その他、子どもたちの放課後や休日の過ごし方も話題となり、主に公園や

大型商業施設で過ごす事が多いそうです。

私たち補導委員は、常に子どもたちの味方であり、今後も見守りを続けて行こうと実感しました。

睦地区広報 春田 香代



少年相談

青少年の非行に関する相談は青少年センターで行っています。

八千代市青少年センター

047-483-2842

来所時はご予約をお願いします

列車ダイヤル報告

令和4年10・11月、県下一斉広域列車パトロールを行いました。コロナ禍のため列車には乗らず、駅周辺での活動となりました。

八千代台駅周辺は、夕方ということもあり、小・中学生の姿は見られず、改札を出てくる高校生たちは、足早に帰っていきました。

勝田台駅周辺は、児童、生徒の様子を見ると同時に補導委員の名称の入ったマスクを配布し、広報に努めました。

大和田駅周辺は、踏み切りからの左右の両道が狭く、高校生の自転車での並列走行が気になりました。その箇所は降車し、安全に通行してほしいと感じました。

八千代緑が丘駅周辺は、子どもたちの自転車の二人乗りなどの問題もなく、安心しました。

各地区とも問題なく終えました。皆さんの子どもたちに会えるように時間帯などの検討が必要かと感じました。

編集後記

自粛しながらの活動も、少しずつですが行事を開催できるようになりました。

「かけはこ88号」は、阿蘇米本学園の特集号です。

原稿依頼に協力して下さった皆様、ありがとうございました。

「かけはこ」にこのページをご覧の皆様、ありがとうございました。

